

農地法の許可申請に際しての留意事項

1. 各種申請地について

- ① 登記簿上の所有者が故人の場合は、先に相続登記をお願いします。
- ② 小作地である場合は、先に解約の手続きをお願いします。
- ③ 事業計画において分筆(合筆)を伴う場合は、先に分筆(合筆)登記をお願いします。
- ④ 共有名義、または抵当権等の権利者がいる場合は、その方の権利者同意書が必要です。

2. 農地の転用について

- ① 埋蔵文化財については、ひとづくり推進課にご確認ください。
- ② 農振農用地の場合は、先に農振除外の申請が必要です。また、農振除外の申請内容とその後の転用の申請内容は、同一のものでなければなりません。
- ③ 1,000 m²以上造成等する場合、予めまちづくり課にご確認ください。(開発行為にかかる手続きは、農地転用と同時申請・同時許可となります。)
- ④ 申請地に隣接する土地の所有者、土木委員、水利委員等関係者に事業の内容を事前に説明してください。
- ⑤ 周辺農地の営農条件(受排水・日照等)に支障がないよう計画してください。
- ⑥ 他法令による手続きを行った場合は、申請書等の写しを添付してください。また、必要に応じて追加の資料の提出をお願いすることがあります。
- ⑦ 造成工事等に着手できるのは、許可書が交付されてからです。
- ⑧ 申請書類提出後、事業を中止する場合は、速やかに取り下げの手続きをしてください。
- ⑨ 許可後、事業計画を変更(又は中止)する必要がある場合は、速やかに変更(又は取止め)の手続きをしてください。なお、許可要件を満たさない事業への変更はできません。
- ⑩ 許可後は、事業の進捗状況(3箇月後、1年後)及び完了を書面と写真で報告していただきます。また、転用事業完了後は、速やかに登記地目の変更を申請してください。
- ⑪ 許可の権利・効果を他者に移譲することはできません。

3. 住宅建築について

- ① 敷地面積の目安は、次のとおりです。
 - 一般住宅…500 m²以下
 - 農家住宅…1,000 m²以下
- ② 建ぺい率の目安は、22%以上必要です。(敷地拡張をする場合も同様)

※転用事業の内容によって、やむを得ないと認められる場合は、この限りではありません。